

# かわいの家 短期入所生活介護 重要事項説明書 (別紙)

## 1. 利用料金

### 介護保険施設サービス費 (A)

令和6年4月1日現在

介護認定	単位数	1日の自己負担額 (円)		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	704	766円	1,532円	2,298円
要介護2	772	840円	1,680円	2,520円
要介護3	847	922円	1,844円	2,766円
要介護4	918	999円	1,998円	2,997円
要介護5	987	1,074円	2,148円	3,222円

### 施設加算料金 (B)

種類	単位数	1日当たりの自己負担額 (円)		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
サービス提供体制加算Ⅱ	18	20円	39円	59円
看護体制加算Ⅱ (Ⅰ)	8 (4)	9円 (5円)	18円 (9円)	27円 (13円)
夜勤職員配置加算Ⅱロ	18	20円	39円	59円
送迎費 (片道)	184	201円	401円	601円
		通常の実施地域を超える場合には片道1回あたり1,928円		
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) ※①	1日あたりの総単位数(A+B)×10.88円×14.0%×1割～3割ご負担			

※① 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 14.0%は体制等により (Ⅱ) 13.6% (Ⅲ) 11.3% (Ⅳ) 9.0%、従前の処遇改善加算 (Ⅰ) 8.3%+特 定処遇改善加算 (Ⅰ) 2.7%または (Ⅱ) 2.3%+介護職員等ベースアップ加算 1.6%となる場合があります。施設加算は職員体制等により変わります。

<1日あたりの利用料金の概算(介護保険負担割合1割の場合)>

	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
要介護1	5,926円	3,816円	3,516円	2,626円	2,266円
要介護2	6,011円	3,901円	3,601円	2,711円	2,351円
要介護3	6,099円	3,989円	3,689円	2,799円	2,439円
要介護4	6,192円	4,082円	3,782円	2,892円	2,532円
要介護5	6,277円	4,167円	3,867円	2,977円	2,617円

※上記の料金は、介護保険施設サービス費、施設加算料金(サービス提供体制加算Ⅱ、夜勤職員配置加算Ⅱロ、送迎費、介護職員等処遇改善加算Ⅰ)の加算算定を想定して計算したものととなります。

- 介護保険の負担の負担割合は個々で異なります。介護保険負担割合証でご自身の負担割合をご確認下さい。
- 表記の額は概算となり、端数の処理の関係で実際の料金と若干の誤差が生じることがあります。
- 施設加算は職員体制等により変更となる場合がございます。
- 看護体制加算は看護職員の体制により (Ⅱ) 8単位となります。
- 夜勤職員配置加算は職員の体制により (Ⅳ) 20単位となる場合があります。
- サービス提供体制強化加算は職員の体制により (Ⅰ) 22単位 (Ⅱ) 18単位となる場合があります。
- 機能訓練指導員等が適宜居宅を訪問し計画を立てた上で個別機能訓練を行った場合は個別機能訓練加算を算

定する場合があります。

- 認知症の方が医師の判断で緊急にご利用となった場合、7日を上限として認知症行動心理症状緊急対応加算 200 単位/日が加わります。
- 若年性認知症の方に対して個別担当者を決め、個別ニーズに沿ったケアを提供した場合は若年性認知症利用者受入加算 120 単位/日が加わります。
- 療養食加算医師の指示により療養食を提供した場合は 8 単位/食が加わります。
- (Ⅰ)日常生活自立度Ⅲ50%以上、研修修了者の配置(Ⅱ)更に研修修了者を配置、研修実施等した場合は認知症専門ケア加算(Ⅰ)3 単位(Ⅱ4 単位が加わります)。
- 30 日以上連続でのご利用は 1 日 30 単位が引かれます。
- 口腔連携強化加算 1 回につき 50 単位 (1 月に 1 回を限度)
- 看取り連携体制加算 64 単位/日 ※死亡日及び死亡日以前 30 日以下について 7 日を限度として算定。
- 在宅中重度者受入加算：利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合の加算 (看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定している場合(看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定していない場合に限る。)421 単位・看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロ及び(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロをいずれも算定している場合 413 単位)
- 生産性向上推進体制加算：見守り機器などのテクノロジーを導入していること。  
(生産性向上推進体制加算(Ⅰ)：100 単位/月 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)：10 単位/月)
- 介護報酬の改定や居住費・食費の見直しで単位数や利用料金が変わる場合があります。
- 月末の翌月末日までに自動引き落としにてお支払いいただきます。

介護保険負担割合 2 割(概算)

	介護保険利用料	1 日あたりの利用料金 (食費+居住費込み)
要介護 1	2,293 円	7,073 円
要介護 2	2,461 円	7,241 円
要介護 3	2,640 円	7,420 円
要介護 4	2,824 円	7,604 円
要介護 5	2,995 円	7,775 円

介護保険負担割合 3 割(概算)

	介護保険利用料	1 日あたりの利用料金 (食費+居住費込み)
要介護 1	3,438 円	8,218 円
要介護 2	3,692 円	8,472 円
要介護 3	3,959 円	8,739 円
要介護 4	4,235 円	9,015 円
要介護 5	4,492 円	9,272 円

※自費利用料金

全額自費	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	14,833 円	15,572 円	16,388 円	17,161 円	17,912 円

## 2. 利用料の減免措置

利用料については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。

### (1) 高額介護サービス費の支給

1か月の介護サービスの利用料の合計額が所得に応じた下記上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

	所得区分	月の個人負担上限額
第1段階	生活保護を受給している方等	15,000円
第2段階	市民税非課税世帯で合計所得金額と公的年金等収入額合計が年間80万円以下	15,000円 (世帯24,600円)
第3段階	市民税非課税世帯で第2段階以外	24,600円
第4段階	第1～3段階以外	44,400円
第5段階	現役並み所得(課税所得145万円以上)	44,400円

2) 以下の条件を全て満たす場合は、自己負担額がさらに軽減される場合があります。

- ① 年間収入が単身世帯で150万円(2人世帯の場合は200万円)以下
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円(2人世帯の場合は450万円)以下
- ③ 自宅以外に家屋等を所有していない
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていない
- ⑤ 介護保険料を滞納していない

## 3. 介護保険以外の料金について

### (1) 居住費、食費について(1日あたり)

居住費：3,180円 食費：1,600円(朝食470円 昼食560円 夕食570円)

※課税状況、所得に応じて減免制度がございます。なお、施設へ介護保険負担限度額認定証のご提示があった場合のみ適用されます。

令和6年4月1日～7月31日まで

段階	対象者	居住費	食費
第1段階	生活保護受給者	820円	300円
	老齢福祉年金受給者		
第2段階	年金収入等80万円以下	820円	600円
第3段階①	年金収入等80万超120万円以下	1,310円	1,000円
	年金収入等120万円超		
第3段階②	年金収入等120万円超	1,310円	1,300円

令和6年8月1日以降

段階	対象者	居住費	食費
第1段階	生活保護受給者	880円	300円
	老齢福祉年金受給者		
第2段階	年金収入等80万円以下	880円	600円
第3段階①	年金収入等80万超120万円以下	1,370円	1,000円
	年金収入等120万円超		
第3段階②	年金収入等120万円超	1,370円	1,300円

(2) その他の費用について

サービス項目	サービス内容	料 金
理美容費用	ご希望により訪問理美容サービスを実施した場合	実費
レクリエーション費用	個別のご希望で行ったレクリエーションにて費用がかかった場合	実費
日常生活品	生活用品（ティッシュ・電池・歯ブラシ等）の購入費用	実費
特別な食事	ご希望による外注・外食・納涼祭等での行事食費用、嗜好品	実費

○ その他個別でご希望されたサービスについては、その都度実費を頂きます。

【事業所】

所在地 神奈川県横浜市旭区川井宿町 69-1

名 称 特別養護老人ホームかわいの家

施設長 舛谷 淳子

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要な事項の説明を受け、十分に理解し、同意いたしました。

令和 年 月 日

【入所者】 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

【利用者代理人】 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_